

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

総務部 税務課

1 改正理由

県税の過誤納金の還付請求手続における「過誤納金還付請求書」の提出義務の見直し及び不動産取得税に係る申告手続等に関する規定整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号。以下「規則」という。）の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

（1）過誤納金還付請求書の提出義務の見直し

30万円超の過誤納金の還付を受けようとする者に提出を義務付けている「過誤納金還付請求書」について、一律に提出を求めなくとも還付手続に支障がないため、当該提出義務を廃止（規則第7条を削除）するほか、関係様式の改廃を行う。

（2）不動産取得税に係る申告手続等に関する規定の整備

ア 非課税となる不動産取得に係る申告に関する規定整備

千葉県県税条例の一部を改正する条例（令和4年千葉県条例第20号）により、不動産取得税が非課税となる不動産の取得（一定の用に供する場合や形式的な所有権移転の場合等）に係る申告書の提出義務が規定されたことに伴い、当該申告書の記載事項（申告者の住所及び氏名（又は所在地及び名称等）、取得不動産の所在等、用途、取得年月日及びその事由、その他参考となる事項）を規則で定める。

イ 各種申告書等の様式の統合整理

不動産の取得に関する申告や不動産取得税の減額等に関して規則で定めている申告書及び申請書の様式については、各様式で記載すべき事項の大部分が取得不動産に関する情報（所在や規模等）で共通しているが、申告等の事由に応じて複数種類の申告書等の提出が必要となる場合がある。

そこで、申告等の手続の簡素化を図る観点から、各様式で申告等すべき事項を整理・統合した記載欄等を設けた様式を新設するとともに、当該申告等に関して現行規則で定めている様式を廃止する。

3 施行予定日

令和5年4月1日

4 その他

所要の経過措置を講じる。